

健康増進法第20条に基づく届出の取扱い

(2) 届出事項変更の届出（法第20条第2項、法施行細則第3条）

項目	届出を必要とする場合	届出を必要としない場合
給食施設の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称の変更 	
給食施設の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移転等による所在地の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村合併等に伴う市町村名等の変更 ・ 住居表示の変更に伴うもの
給食施設の設置者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置者氏名の変更 ・ 設置者の法人名称の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び地方自治体が設置する施設の設置者氏名の変更。
給食施設の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種類の変更 	
1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給食提供先の施設数に変更があった場合 (定員等の定めがある施設) ・ 定員数の変更に伴う変更 (定員等の定めがない特定給食施設) ・ 予定給食数が1回300食以上又は1日750食以上となった場合 ・ 予定給食数が1回500食以上又は1日750食以上となった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記以外の予定給食数の変更 ・
管理栄養士及び栄養士の員数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営形態に関わらず、施設で就業する常勤の員数の変更 	